

商標法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
12		<p>【更新登録申請人】 <u>（【識別番号】）</u> <u>【住所又は居所】</u> <u>【氏名又は名称】</u></p> <p>【代理人】 <u>（【識別番号】）</u> <u>【住所又は居所】</u> <u>【氏名又は名称】</u></p> <p>5 5 特許印紙をはるときは、<u>左上の余白にはるものとし</u>、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第6項ただし書（同法第41条の2第5項において準用する場合を含む。）又は第43条第4項ただし書の規定により、現金により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書の番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。 <u>この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。</u></p> <p>11 11 「【氏名又は名称】」は、<u>自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。</u>法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、<u>その横に代表者の印を押す</u>。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">特 許 印 紙</div> <p>（ 円 ）</p> <p>【更新登録申請人】 <u>（【識別番号】）</u> <u>【住所又は居所】</u> <u>【氏名又は名称】</u> _____ , 又は 識別ラベル</p> <p>【代理人】 <u>（【識別番号】）</u> <u>【住所又は居所】</u> <u>【氏名又は名称】</u> _____ , 又は 識別ラベル</p> <p>5 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第6項ただし書（同法第41条の2第5項において準用する場合を含む。）又は第43条第4項ただし書の規定により、現金により登録料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。</p> <p>11 「【氏名又は名称】」は、法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。</p>

12 12 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】）」の横にはるものとする。

16 16 「【更新登録申請人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

- 【更新登録申請人】
 - （【識別番号】）
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 【更新登録申請人】
 - （【識別番号】）
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 【代理人】
 - （【識別番号】）
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 【代理人】
 - （【識別番号】）
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】

12 印を押すときは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはるときは印は不要とする。

16 「【更新登録申請人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

- 【更新登録申請人】
 - （【識別番号】）
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル
- 【更新登録申請人】
 - （【識別番号】）
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル
- 【代理人】
 - （【識別番号】）
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル
- 【代理人】
 - （【識別番号】）
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

13 1 1 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。

- 2 2（略）
- 3 3（略）
- 4 4（略）

- 1（略）
- 2（略）
- 3（略）

- 5 5 「（国籍）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が「住所（居所）」の欄に記載した国と同一であるときは、「（国籍）」の欄は設けるには及ばない。
- 6 6 代理人によるときは本人の印（本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄及び印）は不要とし、代理人によらないときは、「代理人」の欄は設けるには及ばない。
- 7 7 登録異議の申立て前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄に、「証拠 - 関連商標登録異議事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。
- 8 8 第22条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 9 9 第22条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。
- 10 10 その他は、様式第1の備考1から3まで、7、8及び10から12までと同様とする。

意 見 書

- 1 「異議番号」の欄には、「異議 - 」のように登録異議の番号を記載する。
- 2 「氏名（名称）」は法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 3 その他は、様式第1の備考1から3まで、7、8及び10から12まで並びに様

- 4 登録異議の申立て前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄に、「平成何年証拠保全申立第何号関連商標登録異議事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

- 5 5 その他は、様式第1の備考2及び8、様式第2の備考1、3、4、13、17、18、21及び24から26まで並びに様式第4の備考6と同様とする。

商 標 登 録 異 議 意 見 書

- 1 「異議番号」の欄には、「平成何年異議第何号」のように登録異議の番号を記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考2及び8、様式第2の備考1、3、13、18、21及

式第13の備考3、6及び8と同様とする。

び24から26まで、様式第4の備考6、様式第10の備考2並びに様式第13の備考2と同様とする。

2 請求人住所（居所）（電話又はファクシミリの番号）氏名（名称）（国籍）3 代理人住所（居所）（電話又はファクシミリの番号）氏名（名称）

（削除）

- 1 1 「審判事件の表示」の欄には、「商標登録第 号無効審判事件」、「商標法第何条の規定による商標登録第 号取消審判事件」のように記載する。

2（略）

（削除）

（削除）

3（略）2 請求人（識別番号）住所（居所）（電話又はファクシミリの番号）氏名（名称）（国籍）3 代理人（識別番号）住所（居所）（電話又はファクシミリの番号）氏名（名称）

- 1 商標法第44条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）又は第45条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）の審判を請求するときは、「被請求人」の欄は設けるには及ばない。

- 2 「審判事件の表示」の欄には、「平成何年商標登録願第何号拒絶査定に対する審判事件」、「平成何年商標登録願第何号補正の却下の決定に対する審判事件」、「第何号商標登録無効審判事件」、「商標法第何条の規定による第何号商標登録取消審判事件」のように記載する。

3（略）

- 4 「（識別番号）」は、商標法第44条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）又は第45条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）の審判を請求するときに限り、なるべく記載するものとし、識別番号を記載しないときは「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。

- 5 「住所（居所）」は何県、何郡、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは（商標法第44条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）又は第45条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）の審判を請求するときに限る。）は「住所（居所）」の欄は設けるには及ばない。

6（略）

4 4 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に、「証拠 - 関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

5 5 (略)

6 6 その他は、様式第1の備考1から3まで、7、8及び10から12まで並びに様式第13の備考1、3から5まで、8及び9と同様とする。

7 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に、「平成何年証拠保全申立第何号関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

8 (略)

9 その他は、様式第1の備考2、様式第2の備考1、3、4、13、17、18、21及び23から25まで、様式第4の備考6並びに様式第13の備考2及び3と同様とする。

特許庁審判長 殿

2 補正をする者

住所（居所）

氏名（名称）

3 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

（削除）

4（略）

5（略）

6（略）

7（略）

- 1 1 「事件の表示」の欄には、登録異議に係属中のものについては、「異議 - 」のように登録異議の番号を、審判（商標法第44条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）及び第45条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）を除く。）に係属中のものについては、「無効 - 」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては、「再審 - 」のように再審の番号を記載する。ただし、異議及び審判の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の異議申立書」のように記載する。

（削除）

特許庁長官 殿

（特許庁審判長 殿）

（特許庁審査官 殿）

2 補正をする者

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

3 代理人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

4 補正により増加する商品及び役務の区分の数

5（略）

6（略）

7（略）

8（略）

- 1 「事件の表示」の欄には、登録異議の係属中のものについては、「平成何年異議第何号」のように登録異議の番号を、審判に係属中のものについては、「平成何年審判第何号」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては、「平成何年再審第何号」のように再審の番号を、その他のものについては、「平成何年商標登録願第何号」のように商標（防護標章）登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の商標（防護標章）登録出」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該商標（防護標章）登録出願の願書写しを添付する。
- 2 「（識別番号）」は、商標登録出願、防護標章登録出願若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願（この備考及び備考3において「商標登録出願等」という。）又は商標法第44条第1項（同法第68条第4項におい

(削除)

(削除)

- 2 2 「補正対象書類名」の欄には、「審判請求書」、「登録異議申立書」のように補正をする書類名を記載する。
- 3 3 「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」のように補正をする個所を記載する。
- 4 4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が審判請求人、代表者、代理人若しくは商標登録異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

(削除)

て準用する場合を含む。)若しくは第45条第1項(同法第68条第4項において準用する場合を含む。)の審判若しくはその再審に係る手続について補正をするときに限り、なるべく記載するものとして、識別番号を記載しないときは、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。

- 3 「住所(居所)」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき(備考10に該当する場合を除き、商標登録出願等又は商標法第44条第1項(同法第68条第4項において準用する場合を含む。))若しくは第45条第1項(同法第68条第4項において準用する場合を含む。))の審判若しくはその再審に係る手続について補正をするときに限る。)は「住所(居所)」の欄は設けるには及ばない。
- 4 商品及び役務の区分の数を増加する補正をする場合において、1区分を増加するごとに、商標登録出願をする者が特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。)第4条第2項の表第1号の下欄に掲げる1区分につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書に規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。
- 5 「補正対象書類名」の欄には、「願書」、「商標登録出願人名義変更届」のように補正をする書類名を記載する。
- 6 「補正対象項目名」の欄には、「商標登録出願人」、「商標登録を受けようとする商標」、「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」、「承継人」、「譲渡人」のように補正をする個所を記載する。
- 7 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が商標(防護標章)登録出願人、更新登録出願人、代表者、代理人若しくは商標登録異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 8 商標登録を受けようとする商標を補正するときは、補正の内容の欄に「商標登録を受けようとする商標」の欄を設け、補正後の商標登録を受けようとする商標の全体を記載し、第3条の商標登録を受けようとする商標(補正後のもの)を表示した書面4通(標準文字のみによつて商標(防護標章)登録を受けようとする商標(防護標章)登録出願についてする場合を除く。)を添付する。

(削除)

(削除)

(削除)

9 第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。

10 第16条第2項の規定により2以上の補正を一の書面でするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、当該補正に係る事件の表示(事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。

11 第16条第3項の規定により補正と申請を一つの書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 表題を「手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「補正をする者」の欄を「補正をする者及び申請人」とする。

ロ 「事件の表示」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載し、その次に「手続の補正に係る事件の表示」及び「表示更正登録申請に係る商標登録番号」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号(事件の表示又は登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。

ハ 「補正の内容」の欄を「補正の内容及び更正に係る表示」とし、「補正及び更正前の表示」及び「補正及び更正後の表示」の欄を設けて、補正及び更正に係る表示が氏名(名称)であるときは、その氏名(名称)を、補正及び更正に係る表示が住所(居所)であるときはその住所(居所)をそれぞれ記載する。

ニ 様式中8を1項繰り下げ「7 補正の内容及び更正に係る表示」の欄の次に「8 登録の目的」の欄を設けて、「登録名義人の表示更正」のように記載する。

ホ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課さない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「8 登録の目的」の欄の次の「9 非課税である旨の申し出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。

4 4 その他は、様式第1の備考1から3まで、7、8及び10から12まで並びに様式第13の備考3、6、8及び9と同様とする。

商標登録第 _____ 号
商願 - _____

商標登録第 _____ 号
の防護標章登録第 _____ 号
商願 - _____

17 2 2 「【出願番号】」の欄には、「商願 _____ - _____」のように商標登録出願の番号を記載する。

7 7 商標法第68条の2第2項の規定による手続補正書を同時に提出するときは「【その他】」の欄を設けて、「商標法第68条の2第2項の規定による手続補正書提出」と記載する（備考6により「【その他】」の欄に名義変更届等を提出した旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

8 8 (略)

9 9 第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【納付の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割

△ 商標登録令第10条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書類が提出された手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。

12 12 その他は、様式第1の備考2、様式第2の備考1、3、13、14、18、21及び23から25まで並びに様式第10の備考2と同様とする。

登録第 _____ 号
平成（昭和） _____ 年商標登録願第 _____ 号

登録第 _____ 号の防護標章登録第 _____ 号
平成（昭和） _____ 年防護標章登録願第 _____ 号

2 「【出願番号】」の欄には、「平成何年商標登録願第何号」のように商標登録出願の番号を記載する。

7 (略)

8 第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【納付の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割

	<p>合 / 」のように記載する（備考6又は備考7若しくはその双方により、「【その他】」の欄に、<u>名義変更届等を提出した旨又は商標法第68条の2の規定による手続補正書を提出した旨若しくはその双方を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。</u>）。</p> <p>10 <u>10</u>（略）</p> <p>18 2 2 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22並びに様式第17の備考3、4及び8と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付者】」と、様式第17の備考4中「【商標登録出願人】」とあるのは「【商標権者】」と備考8中「商標法第40条第4項ただし書」とあるのは「商標法第40条第4項ただし書又は商標法第43条第4項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>19 3 3 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22並びに様式第17の備考3、4及び8と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付書】」と、様式第17の備考4中「【商標登録出願人】」とあるのは「【防護標章更新登録出願人】」と読み替えるものとする。</p>	<p>合 / 」のように記載する（備考6により、「【その他】」の欄に、<u>名義変更届等を提出した旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。</u>）。</p> <p>9（略）</p> <p>2 2 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22並びに様式第17の備考3、4及び7と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付者】」と、様式第17の備考4中「【商標登録出願人】」とあるのは「【商標権者】」と備考7中「商標法第40条第4項ただし書」とあるのは「商標法第40条第4項ただし書又は商標法第43条第4項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>3 3 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22並びに様式第17の備考3、4及び7と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付者】」と、様式第17の備考4中「【商標登録出願人】」とあるのは「【防護標章更新登録出願人】」と読み替えるものとする。</p>
--	---	---